

名古屋港管理組合の公の施設に係る  
指定管理者募集要項

令和4年7月  
名古屋港管理組合

## 目次

<b>第 1</b>	<b>指定管理者を募集する施設に係る事項</b> . . . . .	1
1	名称及び所在地(募集単位) . . . . .	1
2	設置の目的・役割 . . . . .	2
3	沿革 . . . . .	2
4	施設の規模等 . . . . .	4
<b>第 2</b>	<b>募集の内容</b> . . . . .	6
1	指定管理者が行う業務 . . . . .	6
2	指定管理者が行う管理の基準 . . . . .	7
3	業務分担 . . . . .	7
4	リスク分担 . . . . .	7
5	指定の期間 . . . . .	8
6	指定管理者業務に必要な経費等 . . . . .	8
<b>第 3</b>	<b>申請に係る事項</b> . . . . .	10
1	指定管理者の申請資格 . . . . .	10
2	申請手続等 . . . . .	13
3	指定管理者業務の実施に関する計画書の作成 . . . . .	15
<b>第 4</b>	<b>審査及び指定管理者候補の選定に係る事項</b> . . . . .	17
1	審査の方法 . . . . .	17
2	審査の日程 . . . . .	17
3	名古屋港管理組合臨港緑地等指定管理者選定委員会 . . . . .	17
4	審査基準等 . . . . .	18
<b>第 5</b>	<b>指定管理者の指定及び協定締結に係る事項</b> . . . . .	19
1	指定管理者候補の選定 . . . . .	19
2	指定管理者の指定 . . . . .	19
3	指定管理者との協定締結 . . . . .	19
<b>第 6</b>	<b>業務の適正な実施に関する事項</b> . . . . .	20
1	業務の再委託等の制限 . . . . .	20
2	暴力団の排除 . . . . .	20
3	個人情報の取扱い . . . . .	20
4	情報公開への対応 . . . . .	20
5	災害等発生時の対応 . . . . .	20
6	法令等の遵守 . . . . .	20

<b>第 7</b>	<b>業務の継続が困難となった場合等の措置について</b> . . . . .	2 1
1	指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	2 1
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	2 1
<b>第 8</b>	<b>申請に関する留意事項</b> . . . . .	2 1
1	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	2 1
2	協定締結前における指定等の取消し	2 2
3	申請書類等の取扱い	2 2
4	費用負担	2 3
5	言語、通貨及び単位	2 3
6	ネーミングライツ(施設の命名権付与)	2 3
7	その他	2 3
<b>第 9</b>	<b>事業実施状況のモニタリング等</b> . . . . .	2 3
1	モニタリング、評価の実施及び結果の公表	2 3
2	組合の監査委員による監査	2 4
<b>第 10</b>	<b>指定の取消し等について</b> . . . . .	2 4
1	指定の取消し事由等	2 4
2	指定が取り消された場合等の賠償	2 5
<b>第 11</b>	<b>業務の引継ぎについて</b> . . . . .	2 5
<b>第 12</b>	<b>問い合わせ先及び各種書類の提出先</b> . . . . .	2 5

## 名古屋港管理組合の公の施設に係る指定管理者募集要項

名古屋港管理組合（以下「組合」という。）は、組合が設置した公の施設（以下「施設」という。）について、より効果的で効率的な管理運営を進め、住民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年名古屋港管理組合条例第5号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成17年名古屋港管理組合規則第16号）、名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）及び同条例施行規則（昭和59年名古屋港管理組合規則第9号）並びに名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）及び同条例施行規則（昭和58年名古屋港管理組合規則第4号）の規定に基づき、以下に記載する施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

### 第1 指定管理者を募集する施設に係る事項

#### 1 名称及び所在地（募集単位）

地理的条件や管理の効率性、業務の専門性等を考慮して施設をグループ化していません。

#### (1) 名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園

(名古屋港ポートビル)

名古屋市港区港町1番9号ほか

(ガーデンふ頭臨港緑園)

名古屋市港区港町103-1ほか

#### (2) 富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地

業務仕様書（以下「仕様書」という。）・別記「臨港緑地一覧」のとおり

#### (3) 中川口緑地始め7緑地

仕様書・別記「臨港緑地一覧」のとおり

#### (4) 新舞子マリパーク、南浜緑地及び北浜緑地

(新舞子マリパーク)

知多市緑浜町2番ほか

(南浜緑地)

知多市南浜町7番ほか

(北浜緑地)

知多市北浜町5番3ほか

#### (5) 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等

弥富市富浜一丁目4番

緑地帯、道路及びサイクリングロードを含む。

## 2 設置の目的・役割

### (1) 名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園

(名古屋港ポートビル)

名古屋港を住民に親しまれる港とするための施設を提供するとともに、海事に関する知識の普及を図るため、設置された施設である。

(ガーデンふ頭臨港緑園)

一般公衆の利用に供するとともに、港湾の環境の整備を図るため、ガーデンふ頭内に設置された緑地及び広場である。

### (2) 富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地

一般公衆の利用に供するとともに、港湾の環境の整備を図るため、弥富市及び飛島村域内に設置された緑地及び広場である。

### (3) 中川口緑地始め7緑地

一般公衆の利用に供するとともに、港湾の環境の整備を図るため、名古屋市及び東海市域内に設置された緑地及び広場である。

### (4) 新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地

一般公衆の利用に供するとともに、港湾の環境の整備を図るため、知多市域内に設置された緑地及び広場である。

### (5) 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等

一般公衆の利用に供するとともに、港湾の環境の整備を図るため、富浜緑地内に設置された施設である。

## 3 沿革

### (1) 名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園

ア 名古屋港ポートビル

昭和59年7月20日 名古屋港ポートビル開館

昭和60年8月16日 南極観測船ふじ開館

昭和61年4月2日 ポートハウス開館

平成18年4月1日 財団法人名古屋みなと振興財団が指定管理者となる。

平成22年4月1日 財団法人名古屋みなと振興財団が指定管理者となる。

平成26年4月1日 公益財団法人名古屋みなと振興財団が指定管理者となる。

平成26年4月1日 展望室リニューアルオープン

平成27年3月21日 海洋博物館リニューアルオープン

平成29年3月25日 南極観測船ふじリニューアルオープン

平成30年4月1日 公益財団法人名古屋みなと振興財団が指定管理者となる。

イ ガーデンふ頭臨港緑園

昭和58年4月1日 供用開始

平成18年4月1日 財団法人名古屋みなと振興財団が指定管理者となる。  
平成22年4月1日 財団法人名古屋みなと振興財団が指定管理者となる。  
平成26年4月1日 公益財団法人名古屋みなと振興財団が指定管理者となる。  
平成30年4月1日 公益財団法人名古屋みなと振興財団が指定管理者となる。

(2) **富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地**

供用開始時期は、仕様書・別記「臨港緑地一覧」のとおり

平成18年4月1日 財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。  
平成22年4月1日 ホームックス株式会社が指定管理者となる。  
平成26年4月1日 公益財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。  
平成30年4月1日 公益財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。

(3) **中川口緑地始め7緑地**

供用開始時期は、仕様書・別記「臨港緑地一覧」のとおり

平成18年4月1日 財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。  
平成22年4月1日 財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。  
平成26年4月1日 ホームックス株式会社が指定管理者となる。  
平成30年4月1日 公益財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。

(4) **新舞子マリパーク、南浜緑地及び北浜緑地**

ア 新舞子マリパーク

平成9年4月29日 供用開始  
平成18年4月1日 財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。  
平成22年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。  
平成26年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。  
平成30年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。

イ 南浜緑地

平成4年4月1日 供用開始  
平成18年4月1日 財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。  
平成22年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。  
平成26年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。  
平成30年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。

ウ 北浜緑地

昭和58年4月1日 供用開始  
平成18年4月1日 財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。  
平成22年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。

平成26年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。

平成30年4月1日 株式会社日誠が指定管理者となる。

(5) 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等

平成12年10月1日 供用開始

平成18年4月1日 財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。

平成22年4月1日 財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。

平成26年4月1日 公益財団法人名古屋港緑地保全協会が指定管理者となる。

平成30年4月1日 株式会社ウッドフレンズが指定管理者となる。

4 施設の規模等

(1) 名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園

ア 名古屋港ポートビル

ポートビル 敷地面積2,800.00㎡  
建築面積及び構造1,659.80㎡(延床面積6,680.57㎡) S造一部RC 7階建  
利用料金施設 仕様書のとおり

南極観測船ふじ 公開面積715.76㎡ 限定使用面積694.63㎡  
非公開面積3,876.22㎡  
建造 昭和40年7月15日  
構造 基準排水量5,250t 全長100m 全幅22m  
階数 地下1階から地上3階まで(公開部分)  
利用料金施設 仕様書のとおり

ポートハウス(休憩所) 敷地面積1,729.23㎡、建築面積1,485.79㎡ 延床面積1,391.44㎡

駐車場 利用料金施設 仕様書のとおり

※駐車場に料金徴収機をはじめとする駐車管制機器、機械警備設備等(以下「料金徴収機等」という。)を設置し、管理してください。また、設置及び管理計画について、以下の点に留意し、様式3-5「利用者サービス向上への取組」にて提案してください。なお、現在設置の料金徴収機等は設置から10年以上経過し老朽化が著しく取替えが必要なものがありますので、その点に留意し、提案してください。

(ア) 料金徴収機等を新たに設置するときは、現状の設置箇所及び設置台数を参考に配置計画を立ててください。なお、配置計画を立てる際は、現状のサービス水準と同等又はそれ以上となるよう留意してください。実際の設置に当たっては組合の承認が必要となります。

なお、現状の料金徴収機等の設置状況は以下のとおりです。

駐車場名称	設置機器、台数及び設置年度	所有者
ガーデンふ頭駐車場	駐車券発行機 1台 (H30年度)	現指定管理者
	全自動精算機 2台 (H30年度)	

	カーゲート 3台 (H30年度)	
ガーデンふ頭西駐車場	駐車券発行機 2台 (H30年度)	現指定管理者
	全自動精算機 3台 (H30年度)	
	カーゲート 4台 (H30年度)	
	駐車券発行機 2台 (H17年度)	
ガーデンふ頭東駐車場	出口精算機 4台 (H17年度)	組合
	カーゲート 6台 (H17年度)	
	カードリーダー 2台 (H23年度)	
入船駐車場	カーゲート 2台 (H23年度)	組合

(イ) 以下の場合には料金徴収機等を新たに設置しないことができます。この場合、更新を要しない理由及びサービス水準を維持する具体的な方策を様式3-5「利用者サービス向上への取組」に記載してください。

(i) 組合所有の料金徴収機等を引き続き使用する場合

(ii) 現指定管理者と次期指定管理者とが同一の者で、料金徴収機等を引き続き使用する場合

なお、現指定管理者との協議の上、組合の承認を得て、現指定管理者所有の料金徴収機等を引き続き使用する場合も新たに設置しないことができます。

(ウ) 指定管理者は料金徴収機等の設置及び管理（修繕を含む。）にかかる一切の費用負担及び責任負担を負います。組合所有の料金徴収機等を使用する場合も同様です。

(エ) 組合所有の料金徴収機等を撤去する際の撤去にかかる費用は、指定管理者の負担となります。

(オ) 組合所有の土地及び建物以外の場所に料金徴収機等を設置する場合は、地先の土地又は建物の所有者の同意を得てください。

(カ) 指定管理者は、効率的な駐車場運営によりガーデンふ頭地区の交通渋滞の緩和に資すると認めるときは、組合の承認を得て、料金徴収機等を他の民間駐車場等と共有使用することもできます。

#### イ ガーデンふ頭臨港緑園

面積 63,127.12㎡

緑地、広場、展望台、ステージ、遊具、シェルター・東屋、日陰棚・パーゴラ、ベンチ、歩道橋4基（一部エレベーターを含む。）、旧食糧庁サイロ等

※なお、名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園は、ガーデンふ頭再開発対象区域に含まれており、指定期間中（令和5年4月1日～令和10年3月31日）に再開発事業が開始され、管理面積等を変更する可能性があります。

#### (2) 富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地

仕様書・別記「臨港緑地一覧」のとおり

(運動施設)

富浜緑地 サイクリングロード及び運動施設（テニスコート8面、運動広場2面）

木場南広場 運動施設（野球場4面）

楠広場 運動施設（野球場1面）



楠南広場 運動施設（野球場1面）

東浜中央緑地 運動施設（運動広場1面）

※緑地内に管理事務所となる建物はありませぬ。利用者等への対応や組合からの要請、緊急時の対応等、速やかに現地対応ができるようにしてください。なお、管理事務所として緑地内にコンテナハウス等を設置することは認めませぬ。

### (3) 中川口緑地始め7緑地

仕様書・別記「臨港緑地一覧」のとおり  
(運動施設)

船見緑地 運動施設（運動広場2面）

※現在供用中の稲永緑地は令和4年12月31日に廃止予定です。

※緑地内に管理事務所となる建物はありませぬ。利用者等への対応や組合からの要請、緊急時の対応等、速やかに現地対応ができるようにしてください。なお、管理事務所として緑地内にコンテナハウス等を設置することは認めませぬ。

### (4) 新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地

ア 新舞子マリンパーク

面積 190,375.56㎡

人工海浜（ブルーサンビーチ）、管理棟（鉄骨平屋建、延床面積310㎡）、第1駐車場（北側：普通車345台、バス4台、身障者7台）、第2駐車場（南側：普通車283台、バス4台、身障者9台）、芝生広場、展望台、休憩所、魚釣り施設、ドッグラン、公衆便所、照明等（風力発電施設を除く。）

イ 南浜緑地

面積 100,611.64㎡

※南浜緑地は、平成25年2月1日から当分の間、使用休止しています。

ウ 北浜緑地

面積 30,900.00㎡

休憩施設、照明等

### (5) 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等

面積 628,199.30㎡

ア ゴルフ場

クラブハウス、管理棟、カート庫、駐車場、修景池、トイレ3箇所、避雷施設4箇所、打球場等

イ ゴルフ場外周

サイクリングロード（貸自転車業務を除く。）、緑地帯、道路

## 第2 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）

- (1) 施設の運営及び維持管理に関すること（詳細は仕様書のとおり）。
- (2) 施設の利用の許可等をするこゝ。

(3) その他、組合が指示すること。

## 2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

(2) 施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(3) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(4) (1) から (3) までのほか、組合が定める基準

## 3 業務分担

組合との業務分担は、原則として、以下の区分により行うこととします。

項 目		組合	指定管理者
施設の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、利用促進活動等）			○
施設の維持管理（清掃、施設保守点検、補修修繕、安全衛生管理、光熱水費支出等）			○
施設の法的管理	使用許可、許可の取消し		○
	目的外使用許可	○	
物品管理			○
周辺住民・利用者からの苦情・要望等対応		△	○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）		△ (指示等)	○
災害復旧（本格復旧）		○	
施設の整備、大規模修繕		○	

※○は主たる負担者を、△は従たる負担者を示す。

## 4 リスク分担

組合とのリスク分担は、原則として、以下のとおりとします。

種類	内容	負担者	
		組合	指定管理者
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記の場合以外		○

支払遅延	指定管理者の責めに帰すことのできない理由により、組合からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他の組合又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等、組合が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
利用者の安全確保	利用者の安全を確保するため、事故を未然に防ぐ措置、対応	△	○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※○は主たる負担者を、△は従たる負担者を示す。

## 5 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

## 6 指定管理者業務に必要な経費等

### (1) 名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園

#### ア 名古屋港ポートビル

名古屋港ポートビル条例第5条及び第7条に規定する利用料金及び組合が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）をもって、業務を行うものとします。組合は、施設の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。この場合の支払時期や方法その他細目的事項については協議の上決定し、年度別協定で定めます。

なお、組合が施設内の照明灯を LED 照明灯へ更新した場合には、組合から指定管理者に対し、LED 導入前後の電気代の差額分について、指定管理料の減額協議を行うこととします。

各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、原則として精算はせず、協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による名古屋港ポートビル施設の休館・利用休止及び利用者の減少に伴う利用料金収入の減少があり、指定管理者から組合に対し、指定管理料の変更協議の申し出があった場合、指定管理料の変更を協議することとします。

また、指定管理者業務が年度当初の計画どおり実施できずに、指定管理料に余剰が生じたときは、当該余剰額は組合に返還するものとします。

ただし、指定管理料を要せず、利用料金をもって業務を行う場合において、収支計画上、余剰を生じるものとして提案があったときは、利用料金の一部（提案額）を組合への納付金として納めていただきます。この場合の納付額、支払時期等については協定で定めるものとします。なお、協定で定めた納付額等は特段の事情がない限り変更しないこととします。

#### イ ガーデンふ頭臨港緑園

指定管理料をもって、業務を行うものとします。

組合は、施設の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。この場合の支払時期や方法その他細目的事項については協議の上決定し、年度別協定で定めます。

なお、組合が施設内の照明灯を LED 照明灯へ更新した場合には、組合から指定管理者に対し、LED 導入前後の電気代の差額分について、指定管理料の減額協議を行うこととします。

また、制度の改正等により新たな収入が生じた場合についても指定管理料の減額協議を行うこととします。

各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、原則として精算はせず、協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

また、指定管理者業務が年度当初の計画どおり実施できずに、指定管理料に余剰が生じたときは、当該余剰額は組合に返還するものとします。

#### (2) 富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地

名古屋港管理組合臨港緑地条例第7条の2に規定する利用料金及び指定管理料をもって、業務を行うものとします。

組合は、施設の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。この場合の支払時期や方法その他細目的事項については協議の上決定し、年度別協定で定めます。

また、制度の改正等により新たな収入が生じた場合も指定管理料の減額協議を行うこととします。

なお、令和4年3月より組合は、施設内における全ての照明灯をLED照明灯に変更しております。

各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、原則として精算はせず、協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の利用休止及び利用者の減少に伴う利用料金収入の減少があり、指定管理者から組合に対し、指定管理料の変更協議の申し出があった場合、指定管理料の変更を協議することとします。

また、指定管理者業務が年度当初の計画どおり実施できずに、指定管理料に余剰が生じたときは、当該余剰額は組合に返還するものとします。

### (3) 中川口緑地始め7緑地

上記(2)と同じ。

### (4) 新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地

上記(2)と同じ(ただし、新舞子マリンパーク(魚釣り施設を除く。)の電気料実費分は、別途組合が支払います。)

### (5) 名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)等

名古屋港管理組合臨港緑地条例第7条の2に規定する利用料金をもって、業務を行うものとします。収支計画上、余剰を生じるものとして提案があったときは、利用料金の一部(提案額)を組合への納付金として納めていただきます。この場合、納付額、支払時期等については協定で定めるものとします。なお、協定で定めた納付額等は特段の事情がない限り変更しないこととします。

ただし、制度の改正等により新たな収入が生じた場合又は組合が施設内の照明灯をLED照明灯へ変更した場合は、組合から指定管理者に対し、新たに生じた収入及びLED導入前後の電気代の差額分について、納付金の増額協議を行うこととします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)の利用休止及び利用者の減少に伴う利用料金収入の減少があり、指定管理者から組合に対し、納付額の変更協議の申し出があった場合、納付額の変更を協議することとします。

## 第3 申請に係る事項

### 1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできる者は、指定期間中に施設を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等が共同する団体(以下「共同体」という。)であることとします。個人での申請はできません。

また、次に掲げる(1)から(9)までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により組合又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと、及

び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団防止法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(4) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(5) 暴力団防止法第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け 名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

※なお、排除措置対象法人等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

また、指定管理者に指名された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定の取消しをします。

名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

名古屋港管理組合管理者（以下「管理者」という。）と愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、名古屋港管理組合（以下「組合」という。）が行う契約等から暴力団の排除を徹底するため、暴力団関係事業者に係る相互の連絡協議体制の確立に関し、下記のとおり合意する。

## 1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4（1）の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

## 2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、組合が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、組合への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

## 3 情報交換

(1) 管理者は、契約等の相手方となり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察本部長に対し、文書（様式第1号）により照会することができるものとする。

(2) 警察本部長は、前号の照会を受けたときは、管理者に対し、速やかに文書（様式第2号）により回答するものとする。

(3) 警察本部長は、(1)の管理者からの照会によるほか、排除措置対象法人等に該当すると認めるときは、管理者に対し、速やかに文書（様式第3号）により通報するものとする。

#### 4 排除措置の要請及び措置結果の通知

(1) 警察本部長は、排除措置対象法人等に該当すると認める3(2)による回答又は3(3)の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、管理者に対し、契約等からの排除要請を行うものとする。

(2) 管理者は、前号の排除要請に係る措置結果を、警察本部長に対し、文書（様式第4号）により通知するものとする。

(7) 申請書類提出の日から指定管理者候補の選定通知を受けた日までに組合から指名停止の措置を受けていないこと。

(8) 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。

(9) 「名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等」の申請者は、申請時においてゴルフ場の運営実績を有していること。共同体にあっては、代表者がこの条件を満たしていること。

## 2 申請手続等

申請は、次の必要な書類を作成の上、提出してください。

なお、共同体による申請の場合には、(2)ウの「申請する法人等に関する書類」は構成員である全ての法人等のものを提出してください。

### (1) 提出部数

申請書類は、原本1部、写し10部を提出してください。

また、様式2、2-2、3～3-16、4及び4-2は、データを電磁的記録媒体に記録して申請書類と併せて提出してください。

### (2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・（様式1）

イ 指定管理者業務の実施に関する計画書・・（様式2、2-2、3～3-16）

ウ 申請する法人等に関する書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

(イ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

(ウ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。）

(エ) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税及び地方



消費税に関する過去3年分の納税証明書並びに過去3年分の法人税申告書(勘定科目付き)の写し(グループ企業で連結納税を行っている場合には、当該申告書の写しを提出してください。)

(オ) 社会的価値の実現に資する資格等に関する認証等の写し及び社会的価値の実現に資する取組・・・・・・・・・・(様式4、4-2)

(カ) 法人等概要書・・・・・・・・・・(様式5)

(キ) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(役員名簿、経営理念・方針、組織図等を記載した書類)

(ク) 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・(様式6、6-2)

エ 誓約書等・・・・・・・・・・(様式7、7-2)

オ 共同体構成員届(共同体の場合)・・・・・・・・・・(様式8)

カ 共同体協定書(共同体の場合)・・・・・・・・・・(様式9)

キ 委任状(共同体の場合)・・・・・・・・・・(様式10)

(3) 申請に関する説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

ア 申請に関する説明会の開催

(ア) 日時等

#### **名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園**

日 時：令和4年7月20日(水)午後1時30分から

場 所：名古屋港管理組合 本庁舎 8階会議室

施設見学：説明会終了後、現地説明を実施します。

#### **富浜緑地(名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)等を除く。)始め8緑地**

日 時：令和4年7月20日(水)午前10時から

場 所：名古屋港管理組合 本庁舎 8階会議室

施設見学：緑地施設は各自ご確認ください。

#### **中川口緑地始め7緑地**

日 時：令和4年7月20日(水)午前10時から

場 所：名古屋港管理組合 本庁舎 8階会議室

施設見学：緑地施設は各自ご確認ください。

#### **新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地**

日 時：令和4年7月20日(水)午前10時から

場 所：名古屋港管理組合 本庁舎 8階会議室

施設見学：説明会終了後、午後2時から現地説明を実施します。

#### **名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)等**

日 時：令和4年7月19日(火)午後2時から

場 所：名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)

施設見学：説明会終了後、施設見学が可能です。見学を希望される場合は様式11に施設見学希望と記入してください(一部見学制限あり)。

(イ) 参加申込

様式11に、必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX又は電子メールにより、名古屋港管理組合 港営部 関連事業室宛にお申し込みください。

(ウ) 申込締切

各施設の説明会の前日の正午まで

(エ) 留意事項

指定管理者に申請する予定の団体は、できる限り説明会に参加してください。

当日は参加者に募集要項等を提供いたしませんので、名古屋港管理組合のホームページ (<https://www.port-of-nagoya.jp/>) よりダウンロードし、印刷したものを持参ください。

参加人数は、1申請者につき2人までとしてください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、申請に関する説明会の開催方法を変更する場合があります。変更する場合は、名古屋港管理組合のホームページに掲載等する予定です。

イ 募集内容等に係る質問の受付

様式12を以下の期間内に、郵送、FAX又は電子メールにより、名古屋港管理組合 港営部 関連事業室宛にお送りください。電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

受付期間：令和4年7月15日（金）から令和4年7月22日（金）まで

回答方法：受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、令和4年7月28日（木）を目途に、名古屋港管理組合のホームページにて回答する予定です。

(4) 申請書類の受付

受付期間：令和4年7月25日（月）から令和4年8月10日（水）までの午前9時から午後5時まで ※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

受付場所：名古屋港管理組合 港営部 関連事業室

受付方法：申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。なお、郵送の場合にも、上記受付期間内必着とします。

(5) 留意事項

上記各種書類を郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

3 指定管理者業務の実施に関する計画書の作成

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る前提条件

令和5年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことが困難であることから、指定管理者業務の実施に関する計画書の作成については、感染状況が落ち着いており、かつ施設の利用制限がないとの前提で作成してください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休館・利用休止及び利用者が減少し、利用料金収入が減少した場合の各施設への対応については、第2の6に記載しています。

(2) 「指定管理者業務の実施に関する計画書総括表」の作成について

指定管理者業務の実施に関する計画書総括表（様式2-2）は、(3)の各計画事項の要点を簡潔に記入してください。

様式2-2の作成においては、フォントサイズは10.5ポイントとし、行数、行文字数を変更せずに作成してください。

(3) 計画の作成について

計画1から計画16までの事項ごとに所定の様式に指定管理者としての考え方を記入してください。

作成に当たっては、フォントサイズは10.5ポイントとし、各計画について1～3ページ程度（各計画で添付する様式については、フォントサイズ、ページ数は問わない。）で記入してください。図・表等を使用してもかまいません。

**計画一覧**

計画1	平等な利用の確保に関する方針（様式3）
計画2	管理運営に関する基本的な考え方（様式3-2）
計画3	日常的、定期的な維持管理についての基本的な考え方（様式3-3）
計画4	管理運営に係るPR事項（様式3-4）
計画5	利用者サービス向上への取組（様式3-5）
計画6	利用促進に関する取組（様式3-6）
計画7	地域や関係者との連携についての考え方（様式3-7）
計画8	経費縮減への取組（様式3-8）
計画9	管理運営に係る収支計画（様式3-9、3-9-2、3-9-3）
計画10	施設の管理運営に関する技術等（様式3-10）
計画11	業務実施体制等の計画（様式3-11、3-11-2）
計画12	人材育成の方針（様式3-12）
計画13	緊急時の体制（様式3-13）
計画14	業務の再委託に関する考え方（様式3-14）
計画15	個人情報保護及び情報公開に対する考え方（様式3-15）
計画16	諸規程の整備（様式3-16）

(4) 指定管理者業務の実施に関する計画書作成上の条件

ア 当募集要項、仕様書等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

イ A4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

ウ 収支計画書（様式3-9-2、3-9-3）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。ただし、名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園については、名古屋港ポートビルとガーデンふ頭臨港緑園を区別して作成

してください。

消費税及び地方消費税は現行税率で記載してください。

(5) サービス施設の運営（自主事業）に関する提案（様式3-6）

ア 指定管理者業務以外に、施設の設置目的を妨げず、かつ、利用者の便宜向上に資することを目的として、施設内において、自らの責任により自主事業を行うことができます。施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、計画書に記載してください。

イ 自主事業については自ら運営できるほか、委託することもできます。ただし、指定管理者は組合より、別途サービス施設の行政財産の目的外使用許可を受けてください。なお、この場合行政財産特別使用料が発生します。現状の行政財産特別使用料は仕様書の事業実績をご覧ください。

ウ サービス施設の運営経費に利用料金収入又は指定管理料を充てることはできません。

## 第4 審査及び指定管理者候補の選定に係る事項

### 1 審査の方法

組合が設置する名古屋港管理組合臨港緑地等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、指定管理者として最も適切で優秀な団体を指定管理者の優先交渉権者として選定します。

### 2 審査の日程

第1次審査（書類審査） 令和4年8月中旬

第2次審査（ヒアリング審査） 令和4年8月下旬及び9月上旬

第1次審査の結果は、全申請者へ文書で通知します。なお、共同体で申請した場合は、共同体の代表者宛に通知します。

第2次審査は、第1次審査通過者に対し、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。プレゼンテーションは申請書類を基に行いますので、パワーポイント等の使用は不可とします。ただし、申請書類の概要をまとめた説明資料（A3横長・片面・1枚のみ）の使用は可とします。

### 3 名古屋港管理組合臨港緑地等指定管理者選定委員会

外部有識者で構成します。

選定委員会構成員（50音順、敬称略）

氏名	所属
小野田 誓	公認会計士 税理士
加藤 義人	岐阜大学 工学部 客員教授
鶴田 利恵	四日市大学 総合政策学部 教授
長瀬 栄治	名古屋商工会議所 企画部 インフラ・国際ユニット長

#### 4 審査基準等

条例第3条第3項各号の基準により、選定委員会において、優先交渉権者を選定します。

指定基準及び配点のウエイトについては、審査に当たり、施設特性に応じて選定委員会により必要な補正を加える場合があります。

なお、申請者が多数の場合には、選定委員会での審査の方法を別途協議して決めることとします。

指定基準		審査の観点	配点のウエイト
1	業務計画に基づく管理により当該施設における住民の平等な利用の確保が図られること。 (条例第3条第3項第1号)	・利用者の平等な利用の確保	確保されない場合は失格
2	業務計画の内容が当該施設の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。 (条例第3条第3項第2号)	・施設の設置目的との整合性 ・申請者の取組姿勢 ・利用者に対するサービスの向上 ・施設等の利用促進策 ・地域等との連携	34
3	業務計画の内容が当該施設の設置の目的を効率的に達成することができるものであること。 (条例第3条第3項第2号)	・施設の管理運営に係る組合の負担する経費 ・実現の可能性	30 (※1)
4	業務計画に基づく当該施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。 (条例第3条第3項第3号)	・施設の管理運営に関する技術等 ・類似施設等の管理運営実績 ・業務実施体制 ・人的能力（業務に相当の知識及び経験を有する者が従事する） ・人材育成 ・緊急時の体制 ・業務の再委託 ・経営の安定性 ・個人情報保護等、諸規程の整備	31
5	その他の基準（※2） (条例第3条第3項第4号)	・社会的価値の実現に資する取組	5
合計点数			100

※1 提案額が当該施設の維持管理運営にかかる指定管理料として適当と認められない場合は、他の提案内容にかかわらず指定管理者候補として選定しません。

- ※2 環境マネジメント、障害者への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和等、社会的価値の実現に資する認証等を受けている場合や、その他のSDGsの取組など社会的価値の実現に資する取組を行っている場合は、これを評価し、加点することとします。

## 第5 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

### 1 指定管理者候補の選定

組合は、選定委員会より審査結果の報告を受け、最も適切で優秀な団体を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者候補として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて細目協議を行うこととします。

指定管理者候補の選定結果は、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。また、名古屋港管理組合のホームページにも公表する予定です。

### 2 指定管理者の指定

組合は、指定管理者の指定に関する組合議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

また、指定管理者の指定をしたときは、その旨を文書で通知するとともに告示を行います。

### 3 指定管理者との協定締結

組合と指定管理者は、上記1に規定する細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を定めることとします。なお、その際に収入印紙の貼付が必要な場合には、指定管理者の負担とします。

#### (1) 基本協定の内容

- ア 施設及び業務等に関する事項
- イ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ウ 事業報告・業務報告に関する事項
- エ 物品等に関する事項
- オ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- カ 指定管理者業務に係る情報の公開に関する事項
- キ 指定期間満了時における事項
- ク 損害賠償等に関する事項
- ケ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

コ その他

(2) 年度別協定の内容

ア 当該年度の業務内容に関する事項

イ 当該年度に組合が支払うべき管理費用に関する事項

ウ その他

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 業務の再委託等の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁じます。

### 2 暴力団の排除

施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるときは、指定管理者は、組合の策定する利用許可に関する審査基準に基づき、これを許可してはなりません。

### 3 個人情報の取扱い

指定管理者業務に従事している者及び従事していた者は、施設の指定管理者業務を実施するに当たり知り得た個人情報の内容について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁じます。正当な理由なく当該個人情報を提供した場合は、名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成18年名古屋港管理組合条例第4号）に基づく罰則が適用される場合があります。

### 4 情報公開への対応

指定管理者は、施設の指定管理者業務に係る情報については、別途情報公開要綱等を策定し、情報公開に努めることとします。

### 5 災害等発生時の対応

災害等が発生した場合には、指定管理者は速やかに組合に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、組合が施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、これに最大限協力するよう努めなければなりません。

### 6 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する次の法令等の規定を遵守しなければなりません。

#### (1) 地方自治法

第244条第2項 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利

用することを拒んではならない。

第244条第3項 指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) その他施設を管理運営する業務に関連する全ての法令等

## 第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、指定管理者は速やかにその旨を組合に報告するものとします。この場合、組合と指定管理者は、指定管理者業務の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者は組合に指定の取消しを申し出ることができるものとします。なお、この場合において、組合に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑に支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合等

災害その他の不可抗力等、組合及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、組合又は指定管理者は指定の取消しの協議を求めることができるものとします。一定期間内に協議が整わない場合、組合及び指定管理者は事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、施設の指定管理者業務を行っている指定管理者が指定期間終了又は指定取消しなどにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならないこととします。

## 第8 申請に関する留意事項

### 1 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は応募に関する業務に従事する組合職員若しくは関係者に対し、応募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 第3の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合



- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと組合が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと組合が認めた場合

## 2 協定締結前における指定等の取消し

指定管理者候補又は指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者候補としての選定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化、管理体制が整わない等により、指定管理者として行う業務の履行が確実でないと組合が認めた場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと組合が認めた場合
- (4) 合意書に基づく排除措置対象法人等に該当することが判明した場合
- (5) 1の各項目に該当する場合

## 3 申請書類等の取扱い

### (1) 著作権

組合が提示する設計図書等の著作権は組合及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。なお、当該募集において公表する必要がある場合その他組合が必要と認めるときは、組合は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

### (2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

### (3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、追加し、又は撤回することはできません。

### (4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### (5) 情報公開

申請書類は、名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号）第2条第2項で定める行政文書となるため、同条例第7条の規定に基づき開示する場合があります。

#### 4 費用負担

申請及び審査に際しての応募に係る費用については、全て申請者の負担とします。

#### 5 言語、通貨及び単位

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

#### 6 ネーミングライツ（施設の命名権付与）

今回、指定管理者を募集する施設において、指定管理者の募集とは別にネーミングライツを募集・導入する場合があります。その場合、組合とネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）との契約に基づき、看板やウェブページ、広報チラシ等の媒体に愛称を使用することとなります。

なお、ネーミングライツの導入により、新たな経費等が発生する場合（看板や広報チラシの変更等）は、組合又はパートナーが負担します。

※ネーミングライツに係る記載は本募集の審査の対象とはなりません。

#### 7 その他

- (1) 同一の募集単位に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、組合の他の施設に関して指定の申請をすることはできます。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、選定委員会開催日の前日までに、指定管理者指定申請辞退届（様式1-2）により申し出てください。

### 第9 事業実施状況のモニタリング等

#### 1 モニタリング、評価の実施及び結果の公表

組合は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、仕様書に基づき、指定管理者から提出される月例業務報告書、実績報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリング、評価します。なお、モニタリング、評価は、次の方法により行います。

##### (1) 組合が行う評価

組合は、モニタリング等に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況、法令の遵守等）についての事業評価を実施し、その結果を公表します。詳細については協定において定めるものとします。なお、結果については、次回公募における事業者選定の際、考慮することがあります。

##### (2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、組合に自己評価調書を提出するものとします。

##### (3) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、利用者の満足度をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について組合に報告するものとします。

・簡易アンケート（施設の窓口で常時アンケート用紙を備え、利用者に記入していただくなど、簡便な方法で随時実施する。）

・詳細アンケート（アンケート用紙を利用者に一斉に送付し、回収・分析するなど、詳細な内容で定期的実施する。）

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、組合へ報告していただきます。

## 2 組合の監査委員による監査

組合の監査委員等が組合の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

# 第10 指定の取消し等

## 1 指定の取消し事由等

第8の2に掲げるほか、次のような場合に、組合は、指定管理者に対して指定の取消し等（取消し又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止）の措置を行う場合があります。

### (1) 組合の改善指示にかかわらず業務の改善が行われない場合

組合が指定管理者の業務の実施状況についてモニタリングを行った結果、業務の内容が要求水準を満たしていないと判断した場合、組合は期日を定めて、指定管理者に業務の適正な履行や改善等の必要な措置をとることを勧告することができます。

この期日までに業務の改善等が行われていないと組合が判断した場合には、組合は期日を定めて指定管理者に業務の改善等を指示します。

これらを経ても、なお業務の改善等が行われていないと組合が判断した場合には、組合は指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

### (2) 指定管理者からの申出による場合

指定管理者は、法人の経営状況が悪化するなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに組合に報告しなければなりません。この場合、指定管理者は指定の取消し又は期間を定めた指定管理者業務の全部又は一部の停止を組合に申し出ることができることとしており、組合は、当該申出に対応することになります。

### (3) 指定管理者が違法行為を行った場合等、指定管理者業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される場合

### (4) 合意書に基づく排除要請があった場合

### (5) 指定管理者から第7の1の申出があった場合

(6) 第7の2の指定の取消しの協議の結果、やむを得ないと判断した場合

## 2 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、組合に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、組合と指定管理者は協議するものとします。

## 第11 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、組合の指示に従い円滑な引継ぎに協力していただきます。

## 第12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

名古屋港管理組合 港営部 関連事業室

〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号(名古屋港管理組合本庁舎7階)

電話 052-654-7979 (ダイヤルイン)

FAX 052-654-7829

メールアドレス kanren@union.nagoyako.lg.jp

名古屋港管理組合のホームページ <https://www.port-of-nagoya.jp/>